

那塩ネ第648号
令和8(2026)年7月10日

株式会社 常
代表取締役 福岡 健人 様

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

「(仮称) 暮沼地区太陽光発電所建設計画 計画段階環境配慮書」に対する
意見について (通知)

令和8年5月8日付けで那須塩原市環境影響評価条例(令和2年那須塩原市条例第47号)第7条第2項の規定に基づき提出のあった計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)について、同条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

ついては、これらの意見を十分に勘案し、配慮書の内容及び対象事業に係る計画について御検討くださいますようお願いいたします。

記

1 総括的事項

(1) 本環境影響評価手続を進めるに当たっては、「那須塩原市太陽光発電事業と自然環境等との調和に関する条例」をはじめ、関連する法令、例規その他の規定・基準を常に意識し、必要な手続や協議を、確実に、かつ、整合を図りながら進めること。

(2) 本事業の事業実施想定区域は、「那須塩原市気候変動対策計画〔別冊〕地域脱炭素化促進事業編」において、太陽光発電(地上設置型)に関し、「促進区域から除外すべき区域」に当たることから、事業の実施においては環境に及ぼす影響を最小限に抑える措置を講ずること。

(3) 本事業は、事業計画の検討段階であることから、予測・評価が簡易的で不確実性を伴う内容にとどまっているが、今後の手続においては、太陽光発電所の設備等の構造や配置、具体的な工事計画を明確にした上で、評価項目の選定や調査手法の決定を行い、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な環境保全措置を示すこと。

なお、環境保全措置の検討においては、事業実施想定区域及び周辺地域の自然環境の重要性を十分に認識し、環境影響の回避を最優先とし、次に低減を図り、代償的措置については、ほかにも取るべき適切な措置がない場合に限って検討すること。

また、これらの環境保全措置が将来にわたり確実に実行・継続されるよう、長期的な維持管理計画及びその実効性を裏付ける客観的な実施体制について、事業主体に変更が生じる場合における措置の承継体制を含めて、今後の手続において明確にすること。

(4) 環境影響評価を行う過程においては、最新の知見や専門家の助言を踏まえるものとし、評価項目や手法の選定に関する事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

- (5) 本事業の実施に当たっては地域住民の理解が不可欠であることから、事業実施による環境への影響について、地域住民に丁寧かつ十分な説明を行うなど、積極的な情報発信に努めるとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意を持って対応すること。

住民への説明に当たっては、施設の配置、設計、施工方法など今回の事業内容に起因して発生し得る豪雨時の排水能力超過、土砂流出、火災、設備破損等の環境リスクを網羅的に列挙し、それぞれの事象に対する事業者としてのリスク評価や、緊急時の具体的対応方針・責任の所在等を簡潔にまとめた資料を提示し、住民の不安解消に努めること。

なお、住民への説明、対応等の内容については、随時市に報告すること。

- (6) 環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用により、分かりやすい内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネットなどでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事の実施により、工事車両の運行による排出ガスや粉じん等による影響が懸念されることから、配慮書中「表6-1 本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両の使用等により、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質・水象

ア 本配慮書では、施設の存在・供用時における水象については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、水象への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、事業実施想定区域からの雨水流出量が増大することによる環境影響は否定しきれない。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、調整池その他排水設備を安全側に配慮した設計とすることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 雨水排水対策については、今後の手続において詳細な計画を明らかにすることとし、策定に当たっては、災害級の豪雨や事業実施想定区域周辺の開発計画による累積的な影響にも十分留意したものとすること。

また、完成後の施設供用時のみならず、工事の実施中の各工程における、一時的な裸地化に伴う泥水・表土の流出を防ぐため、沈砂池の段階的設置等対策についても具体的に記載すること。

ウ 事業実施想定区域は一級河川である蛇尾川に隣接することから、事業の実施に当たっては、河川管理者とも情報を共有し、必要な助言・指導を受けること。

(3) 地下水

本配慮書では、施設の存在・供用時における地下水については、「雨水排水路を設置する計画である」ことから、「雨水浸透区域は変化するものの、雨水浸透力の変化は無く、地下水への影響は極めて小さいと判断」し、環境影響評価項目として選定していないが、太陽光パネルの設置を原因とした土地の透水係数の低下や、雨水の流出係数の上昇により、地下水への浸透量が減少することによる環境影響は否定しきれな

い。特に、隣接する蛇尾川は、那須野が原扇状地における地下水涵養域である水無川としての地域特性を有している。

このため、工事の実施中及び施設供用後において、地下水質や伏流水の流動、下流の水利用に与える影響等について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 騒音・振動

事業実施想定区域周辺には、北側約500mの範囲内に湯宮地区の住宅がまとまって立地しているほか、事業実施想定区域北側約200mの範囲内に養豚所や別荘が立地していることから、対象地周辺に調査地点を設けるなどして適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺住民等に配慮した工事計画の作成や発電設備の配置を行うことで、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 地形及び地質

ア 本配慮書では、地形及び地質については、「大規模な切土・盛土等を伴う造成工事は実施しないことから、地形・地質に及ぼす影響は小さいと判断」することなどを理由に、環境影響評価項目として選定していないが、事業実施想定区域に隣接する北側斜面には2か所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が、北西側約0.7km地点には土砂災害警戒区域（土石流）が存在しており、また、区域南側は砂防指定地に隣接していることから、地質について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、地形改変（切土・盛土）を最小化するなど土砂災害を未然に防止するための対策について具体的な措置を講ずることにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 配慮書中「図2.5-1 施設配置計画図」は、敷地の詳細な地形や標高が判別できる資料となっていないことから、今後の環境影響評価図書においては、国土地理院作成の航空レーザ測量による詳細な数値標高データ（DEM）をもとに、敷地の現地形における標高や起伏が明確に確認できる詳細な図面等を添付すること。

また、図面の詳細な状況によっては、切土・盛土の高さが宅地造成及び特定盛土等規制法の規制基準を超える可能性があることから、詳細な地形標高に基づき切土、盛土及び高さを正確に算定した上で、同法に基づく許可申請の必要性について改めて確認を行うこと。

(6) 植物・動物・生態系

ア 事業の実施による地形改変及び施設の存在は、事業実施想定区域及びその周辺における植物、動物及び生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の検討では、工事中及び供用後の保全対策や周辺の自然環境への影響について十分留意し、専門家の意見を踏まえた上で適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避又は十分に低減するとともに、区域の改変が避けられない場合の代償措置については、今後の手続において、措置内容や範囲等その詳細を明らかにすること。

イ 事業実施想定区域の植物相としては、植生自然度6のスギ・ヒノキ・サワラ植林と植生自然度7のクリーコナラ群集が中心に分布している。このうちクリーコナラ群集は、区域南側に隣接する蛇尾川沿いの自然林（植生自然度9及び10）には原生度の面で劣るものの、多様な種を維持する生態系の形成に重要な役割を果たしていることから、太陽光パネルや搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、その分布範囲を極力回避するなどして、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 事業実施想定区域及びその周辺における動物相としては、クマタカ等の希少な

動物の生息に関する情報のほか、ツキノワグマやカモシカの生息、イヌワシの一時滞在やマガンの越冬に関する情報が得られていることから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の行動範囲、繁殖を含む生息状況等に関する詳細な調査を行い、生息環境の変化等の影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を太陽光パネルの配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

エ 事業実施想定区域において、生態系の上位にある種、あるいは希少な種、典型的な種等（動植物の普通種、外来種及び猛禽類を含む）については、通年の調査を行うこと。

オ 低反射型の太陽光パネルを水面と誤認し、水鳥や渡り鳥が飛び込むおそれや、昆虫が産卵して繁殖が損なわれる可能性が指摘されていることから、反射光と鳥類や昆虫の行動特性を十分に考慮し、影響が少ないパネルを選定するなど、適切な回避措置を講じること。

カ 森林の造成や草本の植栽に当たっては、専門家等の意見を踏まえ、外来種を使用しないことはもとより、地域の植生の特徴を考慮した植物種を選定することに留意し、事業実施想定区域の生態系について配慮した上で適切に実施すること。

また、土地の改変・裸地化に伴う敷地外からの特定外来生物等の侵入・繁茂や周辺地域への拡散を防止するため、工事の実施中及び施設供用後における外来種管理方針を今後の環境影響評価図書において記載すること。

(7) 景観

発電設備等の配置検討や眺望点の選定に当たっては、専門家や地域住民の意見も踏まえ、周辺景観と調和した事業となるように努めること。

(8) 廃棄物

ア 本配慮書では、施設の存在・供用に伴う産業廃棄物については、環境影響評価項目として選定しているが、「表6-1 本事業の実施における環境配慮事項」に言及がないことから、供用後に発生する太陽光パネル等の廃棄物については、耐用年数や破損頻度を考慮した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、発生抑制に配慮し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和6年環境省）を参考に、できる限りリユース・リサイクルに努めることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 供用開始後、施設所有者及び責任者が電力を供給する顧客企業へ変更されることを踏まえ、廃棄物の適正処理を含む本環境影響評価の趣旨が変更後の主体へ確実に承継される体制を、今後の手続において明確にすること。

ウ 豪雨や強風等による太陽電池パネルの流出・破損事故の報告例を踏まえ、発電所供用中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止後の環境回復措置等や事故防止の措置（点検方法・頻度等）についても十分に検討を行うこと。

また、事業費用の積み立て、保険への加入等により、災害発生時に備えた事業計画を検討すること。

(9) 温室効果ガス

工事の実施により、機器・資材の運搬に伴う新たな温室効果ガスの発生が見込まれることから、配慮書中「表6-1 本事業の実施における環境配慮事項」に記載する対策のほか、低公害型の工事車両等の使用などにより、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(10) 光害

本配慮書では、施設の存在・供用時における光害については、環境影響評価項目として選定しているが、「表6-1 本事業の実施における環境配慮事項」においては、「景観」の項目における眺望への配慮の言及にとどまっている。

事業実施想定区域の周囲には複数の住宅等が存在していることから、今後の手続においては、太陽光発電所が視認できる地域を把握するとともに、太陽光パネルの種類や設置方位・傾斜角等の条件を明確にした上で、反射光の影響について適切なシミュレーションによる調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて発電設備の配置等を計画することで、周辺環境への影響を回避又は十分に低減すること。

なお、予測の検討に当たっては、周辺の開発計画等により民有地の樹木が伐採されるなど、樹木の配置が変わる可能性にも留意すること。

那須塩原市 環境戦略部
ネイチャーポジティブ課 環境企画係
担当：寺崎
TEL：0287-62-7141 FAX：0287-62-7202
E-mail：nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp